

⑤ 「耐震補強設計のみを行う事業に係る補助金」のご案内

●補助内容

耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された住宅について、耐震補強設計のみを行う事業に要する費用の一部を補助（上限13万2千円）

※耐震改修に係る設計の場合は、一定の基準を満たす必要があります。

※建替えに係る設計の場合は、省エネ基準に適合させる必要があります。

※建替えに係る設計の場合は、土砂災害特別警戒区域外である必要があります。

●補助対象となる住宅／次の要件をすべて満たす住宅

- ・有田川町内に存する住宅
- ・木造住宅にあつては、平成12年5月31日以前に着工されたもの
- ・非木造住宅にあつては、昭和56年5月31日以前に着工されたもの
- ・地上階数が2以下かつ延べ面積200㎡以下のもの

※「住宅」とは、一戸建ての住宅、長屋及び併用住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの）を含みます。

●補助対象者／次のいずれかに該当する者

【耐震改修に係る設計の場合】

- ・補助対象となる住宅を所有している者
- ・補助対象となる住宅に居住している者
- ・補助対象となる住宅に居住する予定の者

【建替えに係る設計の場合】

- ・補助対象となる住宅に居住している所有者
- ・補助対象となる住宅に居住している所有者と同居している者

●申込方法

- ・申込書の配布及び受付場所／建設課（吉備庁舎）
- ・受付期間／別紙参照

※申込書は、有田川町ホームページからも取得できます。

※申込書の配布及び受付は、役場閉庁日時に伴います。

※既に着手している事業の申請は、受け付けません。

※期間中であっても、予算上限に達し次第、締め切る場合があります。

※この案内に記載している内容以外にも諸条件があります。

●相談・問い合わせ先●

有田川町役場吉備庁舎 建設課 都市整備班

電話 0737-52-2111（代表）

土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで